



こども家庭庁の発足

こども家庭庁が2023年4月1日に内閣府の外局として発足されました。こどもの最善の利益を第一とし、こどもや子育て当事者の視点に立った政策立案や包括的支援を行うことを目的としています。里親・ファミリーホーム等の社会的養護の管轄もこれまでの厚生労働省からこども家庭庁へ移管されることとなりますので、取り上げたいと思います。

こども家庭庁とは

こどもの最善の利益を実現するために、こどもに関する取り組み・政策を社会のまんなかに据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として創設されました。

司令塔の役割と目的

これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府など別々に担われてきたこども政策に関する総合調整権限を一本化し、司令塔の役割を果たすこととなります。各府省庁に改善を求める「勧告権」も与えられ、政府全体の政策の推進を主導する役割も担います。制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁などを越えた切れ目ない包括的な支援の実現を目指しています。また、「こどもまんなか社会」の実現をスローガンとして掲げています。

厚生労働省から移管される事務

- ・子ども家庭局が所掌する事務（婦人保護事業を除く）
- ・障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務



3つの部門で構成

●長官官房(企画立案・総合調整部門)

- ・ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- ・ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ・ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

●成育局

- ・ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- ・ 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- ・ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり ・ こどもの安全 など

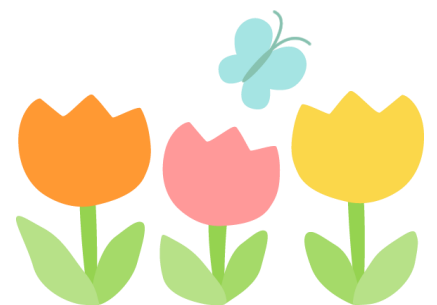
●支援局

- ・ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援

- ・ **児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援**

→社会的養護は支援局の家庭福祉課が所管課となります。

- ・ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ・ 障害児支援 ・ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など



こども家庭庁の発足に伴い、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取り組みや政策を日本の中心に起き「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しました。発足したばかりで情報がすくなく、今後のこども家庭庁の役割、動きに注目してください。

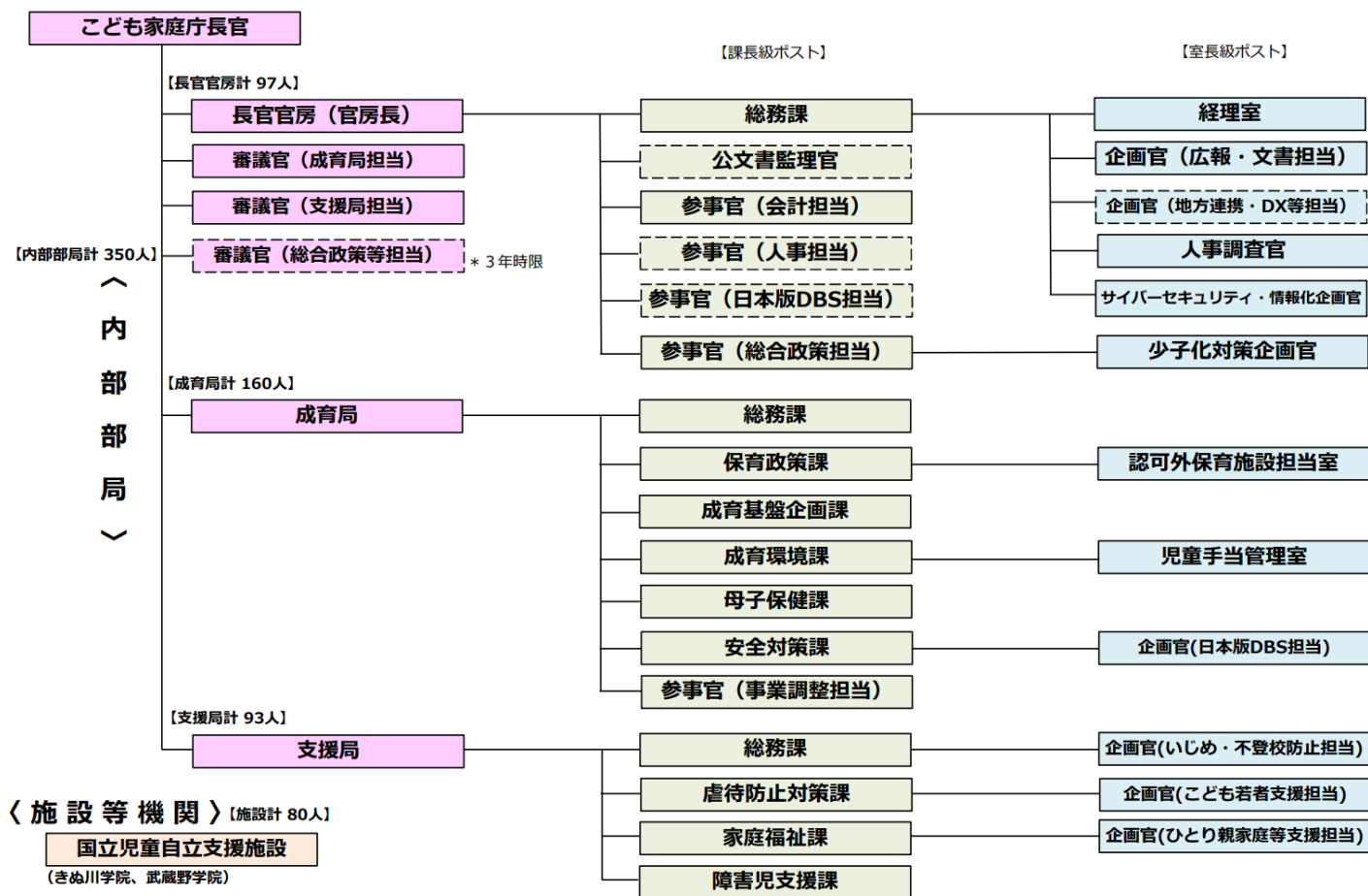
下記はこども家庭庁の組織図です。

こども家庭庁組織図概要

【別紙】

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。

※ [] は併任ポスト



こども家庭庁のホームページも開設しています。

[こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp)